

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月18日
【会社名】	日本ドライケミカル株式会社
【英訳名】	Nippon Dry-Chemical CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠山 榮一
【本店の所在の場所】	東京都品川区勝島一丁目5番21号
【電話番号】	03(5767)-3551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷 哲之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区勝島一丁目5番21号
【電話番号】	03(5767)-3551
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長谷 哲之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 186,720,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	48,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成25年2月18日開催の取締役会決議によるものであります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	48,000株	186,720,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	48,000株	186,720,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
3,890	-	100株	-	-	平成25年3月6日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ドライケミカル株式会社 経営企画部	東京都品川区勝島一丁目5番21号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
186,720,000	1,000,000	185,720,000

- (注) 1 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、本有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式の処分により調達する資金については、新日本空調株式会社の株式取得に掛かる資金に充当することを予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	新日本空調株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第43期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月25日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第44期第1四半期 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日） 平成24年8月6日 関東財務局長に提出 第44期第2四半期 （自平成24年7月1日 至平成24年9月30日） 平成24年11月6日 関東財務局長に提出 第44期第3四半期 （自平成24年10月1日 至平成24年12月31日） 平成25年2月5日 関東財務局長に提出

- (注) 1 割当予定先は東京証券取引所に上場しております。
- 2 割当予定先の概要は、平成25年2月18日現在におけるものであります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社は、新日本空調株式会社の普通株式342,000株（発行済株式総数に対する所有割合1.35%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、割当予定先に対して、防災設備事業で消火設備納入、メンテナンス事業で改修工事等の販売の取引があります。

（注）提出者と割当予定先との間の関係は、平成25年2月18日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、総合防災企業として昭和30年の創業以来、各種消火器・消火設備をはじめとする消火・防災にかかる領域において広く事業展開を行っており、とりわけ消火をコアにした事業を展開しております。また、昨年10月1日付で沖電気防災株式会社の株式をパナソニック株式会社より取得し、子会社化したことにより自動火災報知設備、防排煙設備、非常電話設備・非常放送設備等、より充実した製品やサービスを提供する体制を整えつつあります。

一方、近年の防災業界は国内市場の成熟、企業のグローバル化と同時に、少子高齢化や環境対応への要請による新しい需要が発生しております。当社は、消火器の分野でアルミニウム製の容器を採用しており、鉄製容器よりも軽くて取扱いやすいこと、腐食に強くて破裂の危険性を最小限に抑えられること等により、少子高齢化への対応を図っております。また、アルミニウム製容器はリサイクルが容易でもあり、さらに、各種消火器・消火設備の中に用いる薬剤についてリサイクル薬剤を用いること等により、環境にやさしい製品を作っております。

これらの新しい需要の発生及び東日本大震災後の防災意識の高まりにより、防災業界は新たな局面を迎えており、お客様のニーズに対し多面的なソリューションを「ワンストップ」で提供する体制が重要と考えるに至り、同じ建築設備という事業領域の中で空気を中核とする熱・水技術による空調を核に事業を展開されている環境設備企業の新日本空調株式会社と資本業務提携を実施することとし、平成25年2月6日付で「新日本空調株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」を公表しております。

当該提携の一環として、当社は、平成25年2月7日に新日本空調株式会社の普通株式342,000株を取得しております。また、新日本空調株式会社との一層の関係強化および同じ建築設備という事業領域の中で空調設備と消火設備の一体受注体制、大型改修工事等の提案体制の強化、相互の技術を用いた新たな製品・サービスの創出が期待出来ることから、同社を割当予定先として選定することといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式48,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは中長期的に継続して保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先が本自己株式処分の払込期日（平成25年3月6日）から2年間について、割当自己株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称及び譲渡株式数等の内容をただちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である新日本空調株式会社より、本第三者割当に対する払込みを自己資金にて行う予定である旨の報告を受けております。

なお、当社は割当予定先の直近の有価証券報告書(平成24年6月25日提出)及び第3四半期報告書(平成25年2月5日提出)に記載の貸借対照表及び損益計算書から判断して、経営成績の見通しは良好であり、財務状態の健全性が維持されているものと認められていること、払込期日(平成25年3月6日)時点における現預金残高が本第三者割当の払い込みに要する資金を上回る見込みであることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は以下の観点から割当予定先である新日本空調株式会社及びその役員、従業員が、反社会的勢力及びその他特定団体とも一切関係を有しないものと判断しております。

当社の内部統制上、新規に取引を開始する相手先について、当社は社外機関の情報をを用いて当該相手先が反社会的勢力と関係がない旨の確認等を実施しております。また既に取引関係を有する相手先であっても、関係者へのヒアリングや情報収集等に努めており、同様の手続きを新日本空調株式会社についても行っております。

なお、新日本空調株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成24年7月2日)において、同社グループ(同社及び子会社4社)は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む旨を「企業行動憲章」に定めていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきまして当社取締役会は、本自己株式の処分に係る取締役会決議日における終値が当社株式の客観的な価値を示す価格として合理的であると判断し、本自己株式の処分に係る取締役会決議日である平成25年2月18日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である3,890円を処分価額といたしました。

当該処分価額(3,890円)については、処分決議日の前営業日から直前1ヶ月間(平成25年1月16日から平成25年2月15日まで)における当社株式の終値の平均株価は3,535円(プレミアム率10.0%)、直前3ヶ月(平成24年11月16日から平成25年2月15日まで)における当社株式の終値の平均株価は3,192円(プレミアム率21.9%)、直前6ヶ月(平成24年8月16日から平成25年2月15日まで)における当社株式の終値の平均株価は2,851円(プレミアム率36.5%)であり、いずれの期間におきましても、特に有利な処分価額には該当していないものと判断しております。

上記の本自己株式処分の処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に、有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分に關して取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)の全員から、取締役会における上記算定根拠による処分価額の決定は、当社株式の価値を客観的に表す市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案した結果、適正かつ妥当であり、処分予定先に特に有利な処分価額ではない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量48,000株は、当社発行済株式総数1,542,153株に対して3.11%(平成24年9月30日時点の総議決権数12,552個に対する割合は3.82%)に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、流通市場への影響は軽微であると考えております。また、当社にとって重要得意先である割当先との関係強化を図ることとなり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社初田製作所	大阪府枚方市招堤田近三丁目5番地	232,000	18.48%	232,000	17.80%
新日本空調株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号	-	- %	48,000	3.68%
昔農千春	京都府相楽郡精華町	46,100	3.67%	46,100	3.54%
株式会社吉谷機械製作所	鳥取県鳥取市古海356番地1	40,000	3.19%	40,000	3.07%
株式会社東京エネシス	東京都港区新橋六丁目9番7号	35,000	2.79%	35,000	2.69%
斎久工業株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	30,000	2.39%	30,000	2.30%
日本ドライケミカル従業員持株会	東京都品川区勝島一丁目5番21号	27,600	2.20%	27,600	2.12%
株式会社河本総合防災	神奈川県相模原市中央区鹿沼台二丁目1番3号	25,000	1.99%	25,000	1.92%
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJ JAPAN	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM	25,000	1.99%	25,000	1.92%
イシグロ株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目5番8号	24,000	1.91%	24,000	1.84%
計		484,700	38.62%	532,700	40.88%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分（処分株式数48,000株）により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3 割当後に当社が保有する自己株式は232,318株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期）及び四半期報告書（第61期第3 四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月18日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成25年2月18日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第60期）の提出日（平成24年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年2月18日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成24年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成24年6月26日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金75円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件
取締役として、遠山榮一、後藤力丈、喜浦透、杉山一郎及び長谷哲之を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	11,019	10	0	(注)1	可決(94.46%)
第2号議案	10,967	62	0	(注)2	可決(94.02%)
第3号議案				(注)3	
遠山榮一	11,010	20	0		可決(94.38%)
後藤力丈	11,010	20	0		可決(94.38%)
喜浦透	11,011	19	0		可決(94.39%)
杉山一郎	11,011	19	0		可決(94.39%)
長谷哲之	11,006	24	0		可決(94.35%)
第4号議案	10,926	104	0	(注)1	可決(93.66%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から賛否に関して確認出来た議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない議決権数は加算しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	平成24年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第3四半期)	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	平成25年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

日本ドライケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月26日

日本ドライケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ドライケミカル株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本ドライケミカル株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月26日

日本ドライケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 正行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ドライケミカル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ドライケミカル株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。